

平成29年度 外国人留学生インターンシップ研修 支援事業補助金のご案内

県内に事業所を有し、対象期間内において外国人留学生のインターンシップ研修生を受け入れた中小企業者に対して補助金を交付します。

1 交付対象

県内に事業所を有し、平成29年8月1日～同年9月30日の間に、外国人留学生のインターンシップ研修生を受け入れた中小企業者。

※本事業で対象とする「外国人留学生」とは、大学等（大学、高等専門学校、大学院、短期大学、専修学校専門課程）に「留学」の在留資格で在学中の外国人学生のことです。

※本事業で対象とする「中小企業者」は、以下の表の「資本又は出資額」か「常時雇用する労働者数」のいずれかを満たす事業者のことです。

産業分類	資本又は出資額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

2 交付金額等

インターンシップ研修生1人につき1日当たり5,000円を交付します。また、インターンシップ研修生に交通費を支給した場合は、実支払額又は10,000円のいずれか低い額を併せて交付します（10人程度を予定）。

※1事業者当たり3人を上限とします。

※インターンシップ研修生1人当たりの研修期間は、10日を上限とします。

※申請件数が予定件数を超えたときは先着順となりますので、あらかじめご了承ください。

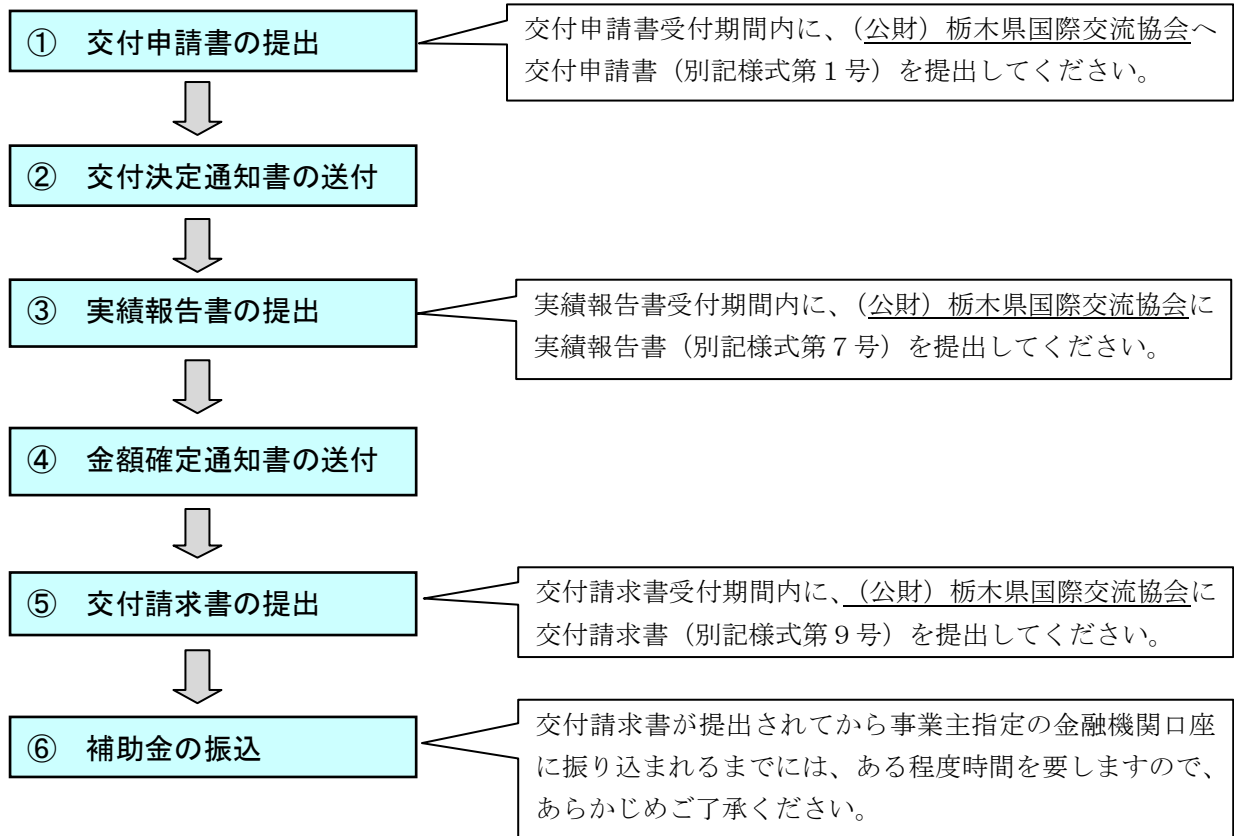
3 申請書等受付期間

各種提出書類は、次の期間中に提出してください。

交付申請書受付期間	実績報告書受付期間	請求書受付期間
6月1日～7月15日※	10月1日～10月31日	12月1日～12月20日

※インターンシップ研修実施の2週間前までに交付申請をしてください。

4 補助金交付までの流れ



5 申請に当たってのご注意

- ◆次に該当している事業者は、交付対象外とします。
 - ・ 県税を滞納している事業者
 - ・ 暴力団関係事業者
 - ・ 風俗営業等関係事業者
 - ・ 経済的基礎を有していない事業者 (倒産を含む。)
- ◆この助成金を受給した事業主は国の会計検査の対象になることがありますので、あらかじめご了承ください。また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日が属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存しておいてください。
- ◆偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金を返還していただきます。

6 問い合わせ先

- 栃木県産業労働観光部国際課 企画・協力担当
住 所：栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
電話番号：028-623-2198 FAX 番号：028-623-2199
E-mail：kokusai@pref.tochigi.lg.jp
- (公財) 栃木県国際交流協会
住 所：栃木県宇都宮市本町 9-14
電話番号：028-621-0777 FAX 番号：028-621-0951
E-mail：hojokin@tia21.or.jp

